

**職場における労働衛生基準が変わりました**

多様な労働者の働きやすい環境整備への関心の高まり等の社会状況の変化を背景に、令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。

**<省令の改正に伴って変更される点>**

- 作業面の照度【事務所則第10条（令和4年12月1日施行）】  
現在の知見に基づいて事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられました。
- 便所の設備【事務所則第17条、安衛則第628条】  
新たに「独立個室型の便所」※が法令で位置付けられました。便所を男性用と女性用に区別して設置するという原則は維持されますが、独立個室型の便所を付加する場合の取扱い、少人数の作業場における例外と留意事項が示されました。  
なお、従来の設置基準を満たしている便所を設けている場合は変更の必要はありません。  
※男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所。
- 救急用具の内容【安衛則第634条】  
作業場に備えなければならない負傷者の手当に必要な救急用具・材料について、具体的な品目の規定がなくなりました。

**<職場における労働衛生基準見直しの主な項目とポイント>**

主な項目	見直しのポイント																		
<b>照度</b> 【事務所のみ】 施行：令和4年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務所において労働者が常時就業する室における作業面の照度基準が、従来の3区分から2区分に変更された。「一般的な事務作業」については300ルクス以上、「付随的な事務作業」については150ルクス以上であることが求められる。今回の改正は、照度不足の際に生じる眼精疲労や、文字を読むために不適切な姿勢を続けることによる上肢障害等の健康障害を防止する観点から、すべての事務所に対して適用される。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>作業の区分</th> <th>基準</th> <th>作業の区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精密な作業</td> <td>300ルクス以上</td> <td rowspan="2">一般的な事務作業</td> <td rowspan="2">300ルクス以上</td> </tr> <tr> <td>普通の作業</td> <td>150ルクス以上</td> </tr> <tr> <td>粗な作業</td> <td>70ルクス以上</td> <td>付随的な事務作業</td> <td>150ルクス以上</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとにJIS Z 9110などの基準を参照する。</li> </ul>	改正前		改正後		作業の区分	基準	作業の区分	基準	精密な作業	300ルクス以上	一般的な事務作業	300ルクス以上	普通の作業	150ルクス以上	粗な作業	70ルクス以上	付随的な事務作業	150ルクス以上
改正前		改正後																	
作業の区分	基準	作業の区分	基準																
精密な作業	300ルクス以上	一般的な事務作業	300ルクス以上																
普通の作業	150ルクス以上																		
粗な作業	70ルクス以上	付随的な事務作業	150ルクス以上																
<b>便所</b> ※便所を男性用と女性用に区別する原則は維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所（※）を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。</li> <li>少人数（同時に就業する労働者が常時10人以内）の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独立個室型の便所で足りるものとした。既存の男女別便所の廃止などは不可。</li> <li>従来の基準を満たす便所を設けている場合は変更は不要。 （※）独立個室型の便所：男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所。仕切り板又は上部もしくは下部に間隙のある壁等によって構成されている便所は不可。</li> </ul>																		
<b>シャワー設備等</b>	設ける場合は誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。																		
<b>休憩の設備</b>	事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。																		
<b>休養室・休養所</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>随時利用が可能となるよう機能を確保する。（※）</li> <li>入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。 （※）常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用する事業者は、休養室又は休養所を男性用と女性用に区別して設ける必要がある。これらは事業場において病弱者、生理日の女性等が一時的に使用するために設けられるもので、長時間の休養等が必要な場合は速やかに医療機関に搬送又は帰宅させることが基本であることから、随時利用できる機能が確保されていれば専用の設備である必要はない。</li> </ul>																		
<b>温度</b> 【事務所のみ】 施行：令和4年4月1日	事務所において、事業者が空調設備を設置している場合の、労働者が常時就業する室の気温の努力目標値が変わった。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17度以上28度以下</td> <td>18度以上28度以下</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	17度以上28度以下	18度以上28度以下														
改正前	改正後																		
17度以上28度以下	18度以上28度以下																		
<b>作業環境測定</b> 【事務所のみ】	一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示した。																		
<b>救急用具の内容</b>	作業場に備えるべき救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目についての規定を削除した。職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けることとした。 応急手当の際の感染予防に必要な品目（マスク、ビニール手袋、手指洗浄薬等）も用意しておくこと。																		